

職員の給与の男女の差異について（令和6年度実績）

特定事業主名：鳥取県鳥取市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.7%
全職員	78.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.2%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	95.3%
本庁係長相当職	95.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.7%
31～35年	90.7%
26～30年	90.4%
21～25年	92.7%
16～20年	84.3%
11～15年	90.7%
6～10年	91.2%
1～5年	84.4%

3. 【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、一時的に任用する日額・時間額の職員は除く。
- ・女性職員においては、勤務時間等の影響により比較的給与額の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である任期付短時間勤務職員又は会計年度任用職員の割合が高い。
(「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、男性：22.3%、女性：77.7%)
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち任期付短時間勤務職員において、会計年度任用職員への切替え及び勤務条件の変更(週31時間から週35時間勤務等)があり、差異に影響している。
- ・扶養手当は、世帯主となっている男性に支給している場合が多いため、勤続年数別の差異に影響している。(扶養手当支給額のうち、男性支給割合：扶養手当78.3%)
- ・住居手当については、女性支給割合が、前年度38.2%から今年度41.7%へ3.5%の増となっており、勤続年数別の差異に影響している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。